

【参考資料】

令和6年第1回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

議案第41号 奥州市税条例の一部を改正する条例

議案第42号 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係）

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第2条関係）

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第3条関係）

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（第4条関係）

議案第43号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第44号 奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

奥州市税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 <u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u> 第5条の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> 2 <u>前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> 3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2～4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 略 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) 略 <u>(11) 略</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 略 （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2～4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 略 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) 略 <u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> <u>(12) 略</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 略 （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （内容及び手続の説明及び同意） 第9条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
付したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略 （指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(10)・(11) 略</u> （掲示） 第34条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （記録の整備） 第42条 略 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	付したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略 （指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9) 略</u> （掲示） 第34条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する重要事項</u>を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u> （記録の整備） 第42条 略 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
(1) 略 (2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) ・ (4) 略 <u>(5) 第24条第9号の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(6) 第28条の規定による</u>市への通知に係る記録 <u>(7) 第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(8) 第40条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （訪問介護員等の員数） 第47条 略 2 ・ 3 略 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) ～ (10) 略 <u>(11) 略</u> 5 ～ 7 略 （管理者） 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護</u>	(1) 略 (2) 第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) ・ (4) 略 <u>(5) 第28条に規定する</u>市への通知に係る記録 <u>(6) 第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(7) 第40条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （訪問介護員等の員数） 第47条 略 2 ・ 3 略 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) ～ (10) 略 <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12) 略</u> 5 ～ 7 略 （管理者） 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) ～ (4) 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7) ～ (9) 略</u> （記録の整備） 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第51条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第40条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （管理者） 第59条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7) ・ (8) 略</u> （記録の整備） 第59条の 19 略	<u>(5) ～ (7) 略</u> （記録の整備） 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第40条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （管理者） 第59条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) ・ (6) 略</u> （記録の整備） 第59条の 19 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(7) 略</u> (準用) 第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u> (管理者) 第59条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略	2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(6) 略</u> (準用) 第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u> (管理者) 第59条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第59条の31 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3・4 略 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(5)～(7) 略</u> （記録の整備） 第59条の39 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(8) 略</u> （管理者） 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通	（指定居宅介護支援事業者等との連携） 第59条の31 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3・4 略 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3)～(5) 略</u> （記録の整備） 第59条の39 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(7) 略</u> （管理者） 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （利用定員等） 第65条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7)・(8) 略</u> （記録の整備）	所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （利用定員等） 第65条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5)・(6) 略</u> （記録の整備）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行												
第79条 略	第79条 略												
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。												
(1) 略	(1) 略												
(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録												
(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録												
(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録												
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録												
(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 略												
(7) 略													
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)												
第82条 略	第82条 略												
2～5 略	2～5 略												
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。												
<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	略	略	略	<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員	略	略	略
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員											
略	略	略											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員											
略	略	略											
7～13 略	7～13 略												
(管理者)	(管理者)												
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者												

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第86条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4）略 （5）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 （6）略 <u>（7）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	<u>が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u> 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （設備及び備品等） 第86条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1）略 （2）宿泊室 ア・イ 略 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3～5 略 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4）略 （5）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 （6）略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(8)・(9) 略</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （記録の整備） 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （管理者） 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略	<u>(7)・(8) 略</u> （記録の整備） 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （管理者） 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2・3 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第125条 略 <u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7・8 略</u> （記録の整備） 第127条 略 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略	（管理者による管理） 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第125条 略 <u>2・3 略</u> （記録の整備） 第127条 略 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後	現 行
(2) 第115条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第６項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第２項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u> (6) 次条において準用する第40条第２項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) 略 (準用) 第128条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の２</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 ２～６ 略 ７ 第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 略 (2) 略 ８～10 略 11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、同号ア中「１」とあるのは、「0.9」とする。</u>	(2) 第115条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第６項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第２項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (準用) 第128条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 ２～６ 略 ７ 第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 略 <u>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> <u>(3) 略</u> ８～10 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
<u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u> イ <u>地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> ウ <u>緊急時の体制整備</u> エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> オ <u>地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> <u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> （管理者） 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができるものとする。 （協力医療機関等） 第147条 略 <u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場</u>	（管理者） 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務</u>に従事することができるものとする。 （協力医療機関等） 第147条 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<u>合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 略</u> （記録の整備） 第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数）	<u>2 略</u> （記録の整備） 第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （準用） 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
第151条 略 2～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） (4) 略 9～17 略 (設備) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) 略 2 略 (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u> (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障	第151条 略 2～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（<u>指定介護療養型医療施設の場合に限る。</u>） (4) 略 9～17 略 (設備) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) 略 2 略 (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 (6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 (7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 （協力医療機関等） 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 6 略 （記録の整備）	がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 (6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 （協力病院等） 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。 2 略 （記録の整備）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後	現 行
第176条 略 ２ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）略 （２）第155条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３）第157条第５項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （４）次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 （５）次条において準用する第38条第２項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u> （６）前条第３項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （７）略 （準用） 第177条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第１項から第４項まで及び第106条の２の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 （勤務体制の確保等） 第187条 略 ２～４ 略 <u>５ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理者等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>６ 略</u> （準用） 第189条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第	第176条 略 ２ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）略 （２）第155条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３）第157条第５項に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （４）次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 （５）次条において準用する第38条第２項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u> （６）前条第３項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （７）略 （準用） 第177条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15<u>及び第59条の17第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 （勤務体制の確保等） 第187条 略 ２～４ 略 <u>５ 略</u> （準用） 第189条 第９条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条、第36条、第38条、第

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 後	現 行
40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第１項から第４項まで、<u>第106条の２</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第５号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同条第６号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第７号中「第175条第３項」とあるのは「第189条において準用する第175条第３項」と、第176条第２項第２号中「第155条第２項」とあるのは「第189条において準用する第155条第２項」と、同項第３号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同項第４号、第５号及び第７号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第189条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第８条第23項第１号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 略 ２～６ 略 ７ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 （１）～（３） 略 <u>（４） 略</u> ８～14 略	40条の２、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第１項から第４項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第５号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同条第６号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第７号中「第175条第３項」とあるのは「第189条において準用する第175条第３項」と、第176条第２項第２号中「第155条第２項」とあるのは「第189条において準用する第155条第２項」と、同項第３号中「第157条第５項」とあるのは「第182条第７項」と、同項第４号、第５号及び第７号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第189条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 略 ２～６ 略 ７ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 （１）～（３） 略 <u>（４） 指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> <u>（５） 略</u> ８～14 略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
（管理者） 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの<u>又は保健師</u>若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u> (2)～(6) 略 <u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(8)～(12) 略</u> （記録の整備）	（管理者） 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、<u>又は保健師</u>若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u> (2)～(6) 略 <u>(7)～(11) 略</u> （記録の整備）

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 第197条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) ・ (5) 略 (6) 次条において準用する第20条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) 略 （準用） 第202条 第 9 条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の 2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の 2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第 1 項において同じ。）」と、同項、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第59条の13第 3 項及び第 4 項並びに第59条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第 6 項」とあるのは「第191条第 7 項各号」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第	第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 第197条第 6 号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) ・ (5) 略 (6) 次条において準用する第20条第 2 項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第 2 項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第 2 項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) 略 （準用） 第202条 第 9 条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の 2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第 1 項において同じ。）」と、同項、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第59条の13第 3 項及び第 4 項並びに第59条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第 6 項」とあるのは「第191条第 7 項各号」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
1 項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	1 項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。
2 略	2 略
附 則	附 則
1 略	1 略
（経過措置）	（経過措置）
2～4 略	2～4 略
5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）<u>第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。</u>）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供の場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができるものとする。	5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供の場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができるものとする。
6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。 (1)・(2) 略	6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。 (1)・(2) 略
7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその	7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。 9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。 9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （設備及び備品等） 第7条 略 2・3 略 4 前項ただし書の場合において、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （利用定員等） 第9条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業	（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （設備及び備品等） 第7条 略 2・3 略 4 前項ただし書の場合において単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 略 （利用定員等） 第9条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、か

奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
所等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項に定めるところにより</u>、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）略 （2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略 （揭示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第40条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）略 （2）<u>第21条第2項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録	つ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 略 （内容及び手続の説明及び同意） 第11条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項に定めるところにより</u>、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1）略 （2）<u>磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略 （揭示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 （記録の整備） 第40条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）略 （2）<u>第21条第2項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

改 正 後	現 行												
(3) <u>第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第24条の規定による市への通知に係る記録</u> (5) <u>第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) 略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12)～(15) 略 (16) <u>第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u> （従業者の員数等） 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 7～13 略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	略	略	略	(3) <u>第24条に規定する市への通知に係る記録</u> (4) <u>第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) 略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) 略 (10)～(13) 略 (14) <u>第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u> （従業者の員数等） 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</td><td>介護職員</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 7～13 略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員	略	略	略
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員											
略	略	略											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員											
略	略	略											

改 正 後	現 行
（管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。 2・3 略 （身体的拘束等の禁止） 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 略 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> 第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの	（管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、<u>これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）</u>に従事することができるものとする。 2・3 略 （身体的拘束等の禁止） 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 2 略

改 正 後	現 行
<u>質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （記録の整備） 第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （管理者） 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 略 （管理者による管理） 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第83条 略 <u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当た</u>	（記録の整備） 第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 （管理者） 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u> 2・3 略 （管理者による管理） 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> （協力医療機関等） 第83条 略

改 正 後	現 行
<u>っては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> 3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u> 4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> 5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> 7・8 略 （記録の整備） 第85条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 （準用）	2・3 略 （記録の整備） 第85条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 （準用）

改 正 後	現 行
第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。））」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 略	第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び<u>第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。））」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 略

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（担当職員の員数） 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> <u>2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> <u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> <u>(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障が無い場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明並びに同意） 第6条 略 <u>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければ</u>	（担当職員の員数） 第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> <u>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u> （内容及び手続の説明並びに同意） 第6条 略 <u>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u>

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
ならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5～8 略 （利用料等の受領） 第12条 略 <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> （保険給付の請求のための証明書の交付） 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) ・ (3) 略 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、	4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 略 （利用料等の受領） 第12条 略 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) ・ (3) 略 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
第2条、この章及び次章（<u>第32条第29号を除く。</u>）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 （掲示） 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる文書又は記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）第17条の規定による市への通知に係る記録 （2）第27条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （3）第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （4）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～エ 略 オ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録 <u>（5）第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>（6）略</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2）略 <u>（2）の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 （掲示） 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 （記録の整備） 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる文書又は記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）第17条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 （2）第27条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 （3）第28条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （4）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～エ 略 オ 第32条第15号に<u>規定する</u>評価の結果の記録 <u>（5）略</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2）略

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
(3)～(15) 略 (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接をするときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>(イ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(i) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u> <u>オ 略</u> (17)～(28) 略 <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> （準用） 第34条 第2条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に</u>	(3)～(15) 略 (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び<u>指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <u>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u> <u>ウ 略</u> (17)～(28) 略 （準用） 第34条 第2条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定す</u>

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「<u>法第59条第3項</u>に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 略	る介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「<u>法59条第3項</u>に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 （電磁的記録等） 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 略

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
（基本方針） 第3条 略 2・3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。</u>）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 （従業者の員数等） 第4条 略 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第5条 略 2 略 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) <u>当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> (2) <u>当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u>	（基本方針） 第3条 略 2・3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 （従業者の員数等） 第4条 略 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第5条 略 2 略 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) <u>管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> (2) <u>管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u>

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
（内容及び手続の説明及び同意） 第6条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u> 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族に当該文書を交付したものとみなす。 （1）略 （2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 6 略 7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	（内容及び手続の説明及び同意） 第6条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族に当該文書を交付したものとみなす。</u> （1）略 （2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5 略 6 第4項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
<u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>9</u> 略 (サービス提供困難時の対応) 第8条 指定居宅介護支援事業者は、<u>当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域</u>（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) ・ (2) 略 <u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(14) 略 (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとき</u> <u>は、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u>	<u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>8</u> 略 (サービス提供困難時の対応) 第8条 指定居宅介護支援事業者は、<u>指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域</u>（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) ・ (2) 略 (3)～(14) 略 (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
<u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ 略 (16)～(29) 略 (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u> (31) 略 （揭示） 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 <u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （記録の整備） 第31条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （電磁的記録等） 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書	イ 略 (16)～(29) 略 (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (31) 略 （揭示） 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 （記録の整備） 第31条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （電磁的記録等） 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。
2 略	2 略

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
(職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
(職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	(職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
(職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	(職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 略	(1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 略

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(個人番号の利用) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	(個人番号の利用) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略